令和７年度

健全化判断比率審査意見書及び
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

昭島市監査委員

昭 監 第 139003号
令和８年８月１７日

㊞写

昭島市長　臼　井　伸　介　様

昭島市監査委員　中　村　　徹
昭島市監査委員　青　山　秀　雄

令和７年度昭島市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定に基づき審査に付された令和７年度昭島市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第１項の規定に基づき審査に付された令和７年度昭島市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果を別添のとおり審査意見書として提出する。

令和７年度昭島市健全化判断比率審査意見書

第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づく審査

第２　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下これらを「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第３　審査の期間

令和８年７月17日から同年８月17日まで

第４　審査の着眼点及び実施内容

健全化判断比率審査にあたっては、昭島市監査基準に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して適正に作成されているかを主眼におき、審査を実施した。

第５　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

令和７年度健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12.09	20.00
連結実質赤字比率	－	17.09	30.00
実質公債費比率	0.5	25.00	35.00
将来負担比率	－	350.00	

※　実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「－」と表示する。

（意見）

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度に引き続き赤字額がないため算定されない。実質公債費比率は前年度より0.1ポイント増となり、将来負担比率は将来負担すべき実質的な負債額を充当可能財源が上回ったため算定されない。

令和７年度昭島市資金不足比率審査意見書

第１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づく審査

第２　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第３　審査の期間

令和８年７月17日から同年８月17日まで

第４　審査の着眼点及び実施内容

資金不足比率審査にあたっては、昭島市監査基準に準拠し、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して適正に作成されているかを主眼におき、審査を実施した。

第５　審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

特別会計の名称	令和７年度 資金不足比率	経営健全化基準
中神土地区画整理事業特別会計	－	20.0
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0

※　資金不足額がない場合は、「－」と表示する。

（意見）

資金不足比率は、前年度に引き続き各特別会計とも資金不足額がないため算定されない。